

資料 5

文化審議会国語分科会
国語研究等小委員会(第3回)
H23.10.31

文化審議会国語分科会国語研究等小委員会 における検討の観点について

○ 独法改革法附則第15条を踏まえ、以下の観点について検討を行う

1 国語に関する調査研究等の業務の在り方について

- ・旧国語研において行われていた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表（以下「国語に関する調査研究等」という。）の業務が、人間文化研究機構への移管後も国語政策、日本語教育政策の企画立案の観点から適切に実施されているか。

(1) 国の政策の企画立案の観点から、国立国語研究所における国語に関する調査研究等の業務の成果が適切に活用されているか。

(2) 国や大学等の国立国語研究所以外の研究機関等も含め、全体として国語に関する調査研究等の業務が適切に実施されているか。

2 当該業務を担う機関等の連携体制の在り方について

- ・国語に関する調査研究等の業務を適切に実施するために、当該業務を担う国、国立国語研究所、関係研究機関等の連携体制の在り方は適切であるか。

3 まとめ（今後講ずべき措置を含む）

- ・上記の検討結果を踏まえ、国語に関する調査研究等を適切に実施するために、国語政策、日本語教育政策の観点から、どのような措置を講ずるべきか。